

第452回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 5 2 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年8月24日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 9時50分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 16名

内 訳							
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤 実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海 玄平	出		11	川目 是英	出	
3	竹ノ谷 敏彦	出		12	時田 重雄	出	
4	田中 あきえ	出		13	近藤 芳宏	出	
5	武藤 康則	出		14	小和瀬 康男	出	
6	鈴木 一	出		15	渡邊 憲一	出	
7	山木 綾子	出		16	滝嶋 嘉久	出	
8	木所 清司	出		17	西川 利雄	出	
9	渋谷 武	欠					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	忍田久夫	主任	酒井亮
副事務局長	内田和則	主任	山本和慶
主幹	神立寛司		
副主幹	宮本晃宏		

10 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年8月24日第452回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 鈴木 一

委員 山木 綾子

委員 木所 清司

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書7月分について報告する。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計3件、5筆、1,453㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計10件、23筆、3,925.44㎡である。農地改良届については、合計1件、2筆、652㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計1件、1筆、147㎡である。農地法第3条の規定による許可申請書取下願については、合計1件、1筆、428㎡である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計17件、141筆、121,816㎡である。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計1件、1筆、538㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計3件、37筆、22,239.66㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計1件、1筆、757㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計14件、131筆、85,942.03㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数2件、総筆数3筆、
総面積1,886㎡について申請があった。議案説明資料の
とおり、整理番号1番と2番については、農業経営基盤強化
促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ
る。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番と2番につい
ては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それ
ぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定すること
で採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について
原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数3件、筆数7筆、面積

3, 769 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号3番について報告する。8月20日に農地利用最適化推進委員、申請地の地区の農業委員、申請地の地区の農地利用最適化推進委員及び事務局と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在65歳で、世帯の農業従事日数は150日、約83アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機等を所有しており十分対応できる設備である。申請地は以前は遊休農地であったが、現在は保全管理されている。今後の作付けは水稻の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 3 号議案は、件数 15 件、筆数 23 筆、
面積 4,765.89 m²についての申請があった。議案説明
資料のとおり、整理番号 1 番から 15 番については、それぞ
れ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された
農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として
県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺
いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 15 番に
ついて農地転用に関する許可基準からみた意見については、
農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として
許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙
手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 3 号について
総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 4 号

川越都市計画生産緑地地区の変更案における農地
に係る意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「本件については、川越市長から生産緑地法施行規則第1条に基づき、生産緑地地区の変更案に係る申請地が、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当しているかについて農業委員会の意見を求められているものである。今回意見を求められている申請地は、合計43筆である。この申請地については、都市計画課において、事前に現地の確認や申請者に利用状況の聞き取りを行うなど、現に農業の用に供されている農地と判断した土地である。なお、事務局では、申請地に転用の届出がなされていないこと及び申請者が農家台帳に登載されていることを確認している。また、8月3日から8月12日にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局で、すべての申請地を確認し、農地に該当すると認められることを確認した。以上のことから、本件照会に係る申請地については、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していると認められると考えられる。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していると認められます。」と意見することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、原案どおり意見することに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 5 2 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 9 月 1 日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 鈴 木 一

委 員 山 木 綾 子

委 員 木 所 清 司
